

## 人権教育・同和対策事業の取扱いについて

人権教育・同和対策事業の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成16年3月11日提出

大野郡5町2村合併協議会  
会長 芦刈幸雄

### 人権教育・同和対策事業の取扱いについて

人権教育・啓発事業、同和対策事業については、その重要性を踏まえ、新市において現行施策を基本に引き続き取り組むものとする。

また、条例・規則の制定、基本的計画の制定、行政組織の設置等、新市において速やかに取り組むものとする。

平成16年3月25日確認 大野郡5町2村合併協議会